

第5章 健康管理

第5章 健康管理

(一般健康診断等)

第25条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、法令で定める項目について医師による健康診断（雇入れ時健康診断）を行わなければならない。

- 2 事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回定期的に、法令で定めた項目について医師による健康診断（定期健康診断）を行わなければならない。
- 3 事業者は、雇入れ時健康診断及び定期健康診断の結果に基づき、健康診断個人票（労働安全衛生規則様式第5号）を作成し、これを5年間保存しなければならない。
- 4 事業者は、雇入れ時健康診断又は定期健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、健康診断の結果を通知しなければならない。
- 5 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を（労働安全衛生規則様式第6号）を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

解説：

1 健康診断の対象者

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の対象となる「常時使用する労働者」には、期間の定めのない労働契約により使用される労働者、期間の定めのある労働契約により使用されるものであって1年（一定の有害業務に従事する場合には6ヶ月）以上使用されることが予定されている者、1週間の所定労働時間が通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上であるパートタイム労働者が該当します。

なお、深夜勤業務に従事する労働者に対しては、6ヶ月以内ごとに1回定期健康診断を実施する必要があります。

2 法令で定める雇入れ時の健康診断の項目（労働安全衛生規則第43条）

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長、体重、視力及び聴力（1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係わる聴力）の検査
- (4) 胸部エックス線検査
- (5) 血圧の測定
- (6) 血色素量及び赤血球数の検査（貧血検査）
- (7) 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT） 血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT） 及びガンマグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査（肝機能検査）

- (8) 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査（血中脂質検査）
- (9) 血糖検査
- (10) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査（尿検査）
- (11) 心電図検査

なお、雇い入れた労働者が3ヶ月以内に医師による健康診断を受け健康診断の結果を証明する書面を提出した場合には、実施した健康診断の項目に相当する項目について、雇い入れ時の健康診断を省略することが出来ます。

3 法令で定める定期健康診断の項目（労働安全衛生規則第44条）

- (1) 既往症及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長、体重、視力及び聴力（1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係わる聴力）の検査（※）
- (4) 胸部エックス線検査及びかくたん検査（※）
- (5) 血圧の測定
- (6) 貧血検査（※）
- (7) 肝機能検査（※）
- (8) 血中脂質検査（※）
- (9) 血糖検査（※）
- (10) 尿検査
- (11) 心電図検査（※）

なお、※印の項目については、厚生労働大臣が定める基準（告示）に基づき医師が必要でないとき、省略することが出来ます。

4 一般健康診断結果の記録の作成（労働安全衛生規則第51条）

- (1) 労働安全衛生規則様式第5号は、健康診断結果を経年的に把握ができる様式となっており、事業者は、これにより健康診断結果を把握し、労働者の健康管理を行うことができます。
- (2) プライバシー問題に敏感になるあまり、そもそも健康診断結果について把握することに問題があるのではと心配する向きがあるかも知れませんが、労働安全衛生法では、事業者健康診断結果を記録させ、労働者の健康管理を適正に行うことを求めています。なお、知り得た健康診断結果の内容を、知る必要のない第三者に対し知らせてならないことは言うまでもありません。

5 一般健康診断の結果の通知

- (1) 定期健康診断結果報告書によると全労働者の約5分の2が何らかの異常の所見を有しており、近年増加している脳・心臓疾患疾病の予防、悪化の防止を図るためには、労働者自身の自主的な健康管理が不可欠であることから、

事業者は、一般健康診断の結果について労働者への通知を義務付けています。
(2) 健康診断結果の通知の方法としては、健康診断実施機関等から報告された個人用の結果報告書を各労働者に配布する方法、健康診断個人票のうち必要な部分の写しを各労働者に示す方法があります。

6 健康診断実施後の措置

医師等の診断結果については、意見をよく勘案し、措置をとる必要があると認められるときは、就業場所、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講じるとともに、作業環境の測定、設備・施設の改善等の適切な措置をとる必要があります。

(特殊健康診断等)

第26条 事業者は、常時使用する労働者で、法令で定める有害な業務又はこれに準ずる業務に従事する労働者に対して、法定の健康診断（特殊健康診断）又はこれに準ずる健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、特殊健康診断又はこれに準ずる健康診断を行なったときは、遅滞なく、法令等で定める健康診断報告書を所轄の労働基準監督署長に提出しなければならない。

解説：

1 有害業務従事労働者への健康診断（労働安全衛生法第66条）

有害業務の中には、業務起因性の高い疾病があり、早期発見と適切な事後措置が重要となります。このため、一般健康診断に加えて特殊健康診断を実施するものです。

2 法令で定める有害な業務（労働安全衛生法施行令第22条）

- (1) 化学物質の第1類物質もしくは第2類物質を製造し、もしくは取り扱う業務又は製造禁止物質を試験研究のため製造し、もしくは使用する業務
- (2) 一定の有機溶剤取り扱う業務
- (3) その他

3 産業廃棄物処理業に関連する主な特殊健康診断は次の通りです。

- (1) 法令によるもの
 - ア じん肺健康診断
 - イ 有機溶剤健康診断
 - ウ 特定化学物質健康診断
 - エ 鉛健康診断
- (2) 行政指導によるもの
 - ア 騒音健康診断
 - イ ダイオキシン健康診断

第 6 章 安全衛生管理共通基準

第6章 安全衛生管理共通基準

第1節 総則

(一般的事項)

第27条 事業者は、安全衛生を確保することが生産活動の基本であり、快適な職場環境の実現につながることを認識し、次の事項を行わなければならない。

- (1) 作業場の整理、整頓、清掃、清潔、躰に心がけると共に、常に安全な状態で作業を行えるようにすること。
- (2) 作業に応じて、安全帽、保護手袋、防じんマスク、耳栓等適切な保護具を決め着用すること。
- (3) 機械設備の清掃、点検又は修理の作業を行うときは、機械の運転を停止して作業を行うこと。
- (4) 作業終了時は、機械のメインスイッチを切り、スイッチキーを所定の場所に保管し、鍵をかけて鍵の管理責任者に預けること。
- (5) 工具、器具類については、作業開始前に点検を行うこと。また使用後は放置せずに、整理整頓に努め、定められた場所に保管すること。
- (6) 設備や環境に合った作業方法と手順を定めた作業手順書を作成し、安全な作業を行えるようにすること。
- (7) 治工具、器具類等の物は、通路上や高所に置かないようにすること。
- (8) 消火器や担架及び救急箱を備えつけること。
- (9) 労働者の体調に注意し、体調の悪い場合については、軽作業への変更等配置替えをすること。
- (10) 処理等に従事する労働者には、産業廃棄物の特性等について教育を定期的に実施すること。
- (11) 作業開始前に準備体操を行うこと。また、作業の中間に、労働の負荷に応じて適切な休憩及び休息をとること。

解説：

1 5 Sの実施

職場における安全衛生活動の基本は、整理(seiri)・整頓(seiton)・清掃(seisou)・清潔(seiketsu)・躰(sitsuke)のいわゆる5 Sを励行し、決めたことをしっかり守ることです。これらが確実に行われている作業場については、仮に設備等の不安全な要因が生じた場合でも、容易に発見できるようになります。

2 安全の3原則 「5 Sの実施」「点検整備の励行」「標準作業の遵守」は、安全確保をする上で最も重要なことです。これらを安全の3原則と言います。

(作業計画)

第28条 事業者は、移動式クレーン、フォークリフト等車両系荷役運搬機械又は車両系建設機械を用いて作業を行うときは、作業の安全を図るためその作業に適応した作業計画をあらかじめ定め、関係労働者に周知しなければならない。

解説：

- 1 作業計画は、作業標準とは異なり、その作業に取り扱う機械、荷等の状態、運行経路及び人員の配置等に応じ、作業ごとに作成すべきものであり、作業の方法、運行経路等（移動式クレーンについては転倒防止の方法等）が含まれていなければなりません。（クレーン等安全規則第66条の2、労働安全衛生規則第151条の3及び第155条）
- 2 関係労働者に対する周知については、口頭で構いませんが、内容が複雑な場合等口頭による周知が困難なときは、文書の配布、掲示等による必要があります。

(作業指揮者)

第29条 事業者は、フォークリフト、貨物自動車等車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等を用いて作業を行う場合には、作業指揮者を定め、作業指揮者の指揮により労働者に作業を行わせなければならない。

なお、労働者が単独で作業を行う場合については、この限りではない。

解説：

複数の労働者が作業を行う場合には、労働者間の意思の疎通が欠けていたために発生する労働災害が少なからずあります。フォークリフト等車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等を用いた作業以外の作業についても、2人以上で作業を行う場合には、作業指揮者を定めるようにしてください。

(作業開始前点検)

第30条 事業者は、フォークリフトやショベルローダー等の車両系荷役運搬機械、ドラグショベルやブルドーザー等の車両系建設機械及びコンベヤーを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に法令で定めるところにより点検を行わなければならない。

解説：

- 1 機械の摩耗や損傷による事故・災害を防止するために、作業開始前に点検をするものです。フォークリフトの場合は下記が定められています。
 - (1) 制動装置及び操縦装置の機能